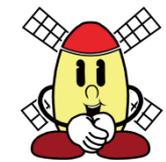


令和5年度 予算の概要



 松伏町



令和5年度松伏町当初予算の概要

1 総括

令和5年度当初予算は、やわらかな発想を持ち、**最少の経費で最大の効果**が上がるよう、第5次総合振興計画を推進していき、「**各世代が笑顔あふれるまちづくり**」の実現に向けて予算編成にあたりました。

2 予算規模

一般会計	87億8,800万円	(前年度比 2億4,700万円 減額、 2.7%減)
特別会計	60億2,976万円	(" 1億4,527万円 増額、 2.5%増)
企業会計	8億6,607万円	(" 2,674万円 増額、 3.2%増)
計	156億8,383万円	(" 7,499万円 減額、 0.5%減)

◎松伏町一般会計当初予算規模の推移

(単位:万円)

年 度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
予 算 額	791,300	815,300	874,600	865,300	903,500	878,800
伸 び 率	△1.4%	3.0%	7.3%	△1.1%	4.4%	△2.7%



1. 子育て支援分野

～ 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり ～

子ども・子育て支援関連事業

8億6,557万円

令和5年度にこども家庭庁が設置され、こども基本法にそったこども視点の施策が推進されます。本町においても令和7年度を始期とする新たな「子ども・子育て支援事業計画」の策定に着手し、すべての家庭が安心して子育てできる環境の整備に努めます。

○主な経費

- ・子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料

新規	230万円
----	-------
- ・こども医療費給付費 1億976万円
- ・学童クラブ指定管理料 5,237万円
- ・学童保育料助成金 216万円
- ・幼児保育経費 6億3,520万円
- ・結婚新生活支援事業補助金

拡充	720万円
----	-------
- ・その他 5,658万円

○財源

- ・国・県の補助金 5億3,215万円
- ・町の負担額 3億 662万円
- ・その他 2,680万円

結婚新生活支援事業の概要

松伏町に転入、または町内で転居した若者世帯が婚姻に伴う新生活を松伏町でスタートさせようとする場合に、住居に係る費用等を補助するもの。令和5年度は対象世帯の所得制限を拡大する。

<補助金額>

- 29歳以下世帯・・・上限額60万円
- 30歳以上世帯・・・上限額30万円

学童保育料助成金事業の概要

経済的に困窮している家庭の子どもたちの成長支援のため、学童保育料の一部を助成するもの。令和5年度からは、助成金額を増額する。

<助成金額>

- R5年度より、助成額を2,000円→3,000円



1. 子育て支援分野

～ 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり ～

出産・子育て応援事業

3,526万円

国の「出産・子育て応援交付金」の創設を受け、妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、伴走型相談支援の充実を図ります。

また、妊娠届出や出生届出を行った方に「出産応援給付金(妊婦一人あたり5万円)」及び「子育て応援給付金(児童一人あたり5万円)」を給付します。

○主な経費

・出産応援給付金	繰越含	1,450万円
・子育て応援給付金	繰越含	1,450万円
・その他	繰越含	626万円

○財源

・国・県の補助金	2,944万円
・町の負担額	582万円

出産・子育て応援給付金の概要

妊娠や出産時等に面談を実施し、必要な支援を行うもの。また、妊娠届出や出生届出を行った方に「出産応援給付金(妊婦一人あたり5万円)」及び「子育て応援給付金(児童一人あたり5万円)」を給付する。

※申請書などの配付方法

妊娠届出日	出産日	申請書等の配付方法	
		出産応援給付金	子育て応援給付金
-	令和4年4月1日～ 令和5年2月28日	令和5年3月17日に郵送しました	
令和4年4月1日～ 令和5年2月28日	令和5年3月1日以降	令和5年3月17日に郵送しました	出産後の乳児家庭全戸訪問で配布します
令和5年3月1日以降	-	妊娠届出時、申請書等を配付します	出産後の乳児家庭全戸訪問で配布します



2. 健康・福祉・社会保障分野

～ 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり ～

在宅福祉事業

1,226万円

75歳以上の高齢者に対し、タクシー利用券又はバス利用券を交付し、高齢者の外出の機会を支援します。令和5年度は、タクシー利用券を増額し、更なる利便性の向上を図ります。

○主な経費

・高齢者タクシー等経費	拡充	960万円
・個別避難計画作成業務委託料		200万円
・その他		66万円

○財源

・町の負担額	1,226万円
--------	---------

高齢者タクシー等事業(拡充)の概要

75歳以上の高齢者に対し、タクシー利用券又はバス利用券を交付し、高齢者の外出の機会を支援するもの。令和5年度は、タクシー利用券を増額し、更なる利便性の向上を図るもの

(1)対象者

- ①単身高齢者及び75歳以上のみで構成されている世帯
- ②同居している75歳以上の高齢者

(2)助成金額(タクシー又はバス 選択制)

- ①タクシー利用券:1,000円×8枚
令和5年度より拡充 → 10枚
バ ス利用券:200円×32枚
- ②タクシー利用券:1,000円×3枚
令和5年度より拡充 → 5枚
バ ス利用券:200円×10枚



2. 健康・福祉・社会保障分野

～ 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり ～

健康増進・予防接種事業

1億2,990万円

「健康まっぶし21計画」の見直しを行い、町民の健康の保持・増進を図る施策を推進します。

また、子宮頸がん予防ワクチン定期接種について、従来の2価・4価ワクチンに加え、9価ワクチンも定期接種とし、子宮頸がんの予防に取り組みます。

○主な経費

・健康まっぶし21計画策定業務委託料		150万円
・予防接種委託料	拡充	9,124万円
・がん検診委託料	拡充	2,546万円
・その他		1,170万円

○財源

・国・県の補助金	243万円
・町の負担額	1億2,334万円
・その他	413万円

予防接種事業の概要

予防接種の機会を設け、町民を感染症から守るために実施するもの

<主な接種内容>

- ・高齢者インフルエンザワクチン
- ・高齢者肺炎球菌ワクチン
- ・日本脳炎1期、2期ワクチン
- ・小児用肺炎球菌ワクチン
- ・子宮頸がんワクチン

がん検診事業の概要

日本における死亡原因第1位であるがんを早期に発見し、早期治療につなげるために実施するもの

<主な検診内容>

肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんなど

<実施方法>

保健センターや役場での集団検診、または医療機関での個別検診により実施

3. 人権・男女共同・地域コミュニティ分野

～ 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり ～

文化活動・スポーツ活動推進事業

3億1,902万円

老朽化した中央公民館の空調設備の改修工事を実施します。

また、プロのスポーツ選手との交流を通じて、専門技術の習得機会を提供する事業を実施するとともに、全国大会などに出場する個人や団体に対し、文化・スポーツ推進奨励金を交付し、文化活動や生涯スポーツ活動の活躍を応援します。

○主な経費

- ・中央公民館空調設備改修工事関係経費 **繰越** 2億3,790万円
- ・修繕料 220万円
- ・文化・スポーツ推進奨励金 **新規** 17万円
- ・プロスポーツ教室 10万円
- ・その他 7,865万円

○財源

- ・県の補助金 81万円
- ・施設使用料 727万円
- ・町の負担額 3億855万円
- (うち借入金 2億3,350万円)
- ・その他 239万円

文化・スポーツ推進奨励金事業の概要

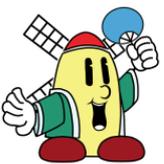
全国大会などに出場する個人や団体に対し、文化・スポーツ推進奨励金を交付し、文化活動や生涯スポーツ活動の更なる活躍を応援するもの

【個人】1万円 【団体】3万円

プロスポーツ教室の概要

プロのスポーツ選手との交流を通じて、専門技術の習得機会を提供する事業を実施するもの





3. 人権・男女共同・地域コミュニティ分野

～ 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり ～

地域活動支援事業 935万円

町を楽しくするイベント等を自発的に行っている町内の団体に対し補助金を交付し、住民主体のまちづくりを推進します。また、自治会館等の維持管理費に要する費用の一部を補助することにより、自治会の負担軽減を図ります。

○主な経費

・公募制団体活動補助金	25万円
・自治会等振興補助金	400万円
・自治会館等維持管理費補助金	226万円
・その他	284万円

○財源

・町の負担額	666万円
・その他	269万円

公募制団体活動補助金の概要

- (1) 対象団体
町内に活動拠点を有し、かつ、公共の福祉に反しない団体
- (2) 対象事業
 - ・町内で実施される事業
 - ・多くの参加者が見込まれる事業
 - ・公益的・公共的な事業
- (3) 補助金
補助率: 補助対象経費の1/2、上限額: 5万円
補助回数: 1団体につき、原則として年間1回

自治会等振興補助金の概要

- (1) 自治会連合会に対する運営費補助金
 - 均等割 1連合会 5万円
 - 世帯割 1加入世帯 200円
 - (2) 自治会連合会等のイベント等に対する補助金
連合組織につき、1年度に1回、20万円限度
- <申込期間>
- (1) 6月下旬まで
 - (2) 通年。事前にご相談をお願いします。

4. 産業振興分野

～ 活気あふれるにぎわいのまちづくり ～

商工業活性化事業(カレーのまち推進事業)

1,467万円

商工会と町内の協力飲食店と連携し、5周年を迎えるカレーのまちづくりを推進します。カレー商品を提供する飲食店を巡るスタンプラリーに加え、新たなイベントを検討するなど、町外からも多くの方に訪れていただくことで、商業の活性化、町の賑わいづくりを図ります。

○主な経費

・消耗品費	100万円
・通信運搬費	10万円
・町商工会助成金	650万円
(うち、カレーのまち推進事業)	110万円)
・その他	707万円

○財源

・町の負担額	1,467万円
--------	---------

カレーのまち推進事業の概要

カレー商品を提供する飲食店を巡るスタンプラリーを実施し、町外からも多くの方に訪れていただき、町商業の活性化、町の賑わいづくりを図るもの。

令和5年度は5周年を迎えることから、スタンプラリーに加え、新たなイベントを検討する。



4. 産業振興分野

～ 活気あふれるにぎわいのまちづくり ～

農業基盤整備関連事業

8,659万円

営農に支障ないよう緊急修繕等をはじめ、機能が低下した下赤岩地内用水路の改修工事を行い、農業用水路の環境改善を図るとともに、老朽化した寺前揚水機場のポンプの更新を行い、農業用水供給の改善に努めます。

○主な経費

- ・農業基盤整備工事費 **新規** 2,380万円
- ・揚水機場設備更新工事費 993万円
- ・古利根堰管理費負担金 1,256万円
- ・九尺地区ストックマネジメント事業負担金 1,308万円
- ・その他 2,722万円

○財源

- ・県の補助金 448万円
- ・町の負担額 7,375万円
- (うち借入金 1,280万円)
- (うち基金(貯金) 2,000万円)
- ・その他 836万円

寺前揚水機場ポンプ更新事業の概要

老朽化により用水の供給に支障をきたしている寺前揚水機場のポンプの更新工事を実施するもの



下赤岩用水路改修事業の概要

良好な農業環境を整備するため、機能が低下した下赤岩地内用水路の改修を行うもの





5. 生活基盤整備分野

～ 利便性の高い快適空間のまちづくり ～

町道維持管理事業

1億6,263万円

緊急的な道路修繕等をはじめ、町道2号線等の舗装修繕工事を実施するとともに、道路照明灯をLED化し、良好な道路環境維持と安全性の確保、省エネルギーの推進を図ります。

また、老朽化した松伏第二歩道橋の撤去工事を実施します。

○主な経費

・道路修繕工事費		3,130万円
・道路照明灯整備工事費	新規	1,000万円
・橋りょう撤去工事費	新規	5,000万円
・その他		7,133万円

○財源

・国の補助金	3,475万円
・町の負担額	12,788万円
(うち借入金	900万円)
(うち基金(貯金)	1,000万円)

町道2号線舗装修繕事業の概要

金杉地区の町道2号線のわだちやひび割れを修繕し、良好な道路環境維持と安全性の確保に努めるもの



松伏第二歩道橋撤去事業の概要

老朽化した松伏第二歩道橋の撤去工事を実施し、交差点改良を図るもの





5. 生活基盤整備分野

～ 利便性の高い快適空間のまちづくり ～

公共交通整備事業

446万円

モデル事業として社会福祉協議会が実施する買い物支援サービスについて、令和5年度からは実施回数や巡回場所を拡大します。また、町内公共交通事業者との懇話会を実施し、今後の更なる交通利便性の向上を検討します。

○主な経費

- ・買い物支援事業補助金 **拡充** 88万円
- ・報償費 **新規** 3万円
- ・ノンステップバス導入促進事業補助金 125万円
- ・地下鉄8号線建設促進・誘致期成同盟会負担金 215万円
- ・その他 15万円

○財源

- ・町の負担金 446万円

買い物支援サービス事業の概要

公共交通機関が脆弱な地域にお住まいで、日常の買い物に支障をきたしている高齢者を対象に、町内の商業施設へお連れし、買い物をサポートするもの

(1)実施主体

松伏町社会福祉協議会

(2)対象者

築比地(北部)地域・魚沼地域にお住まいで、自分で運転して買い物に行けない、家族などの支援がない等の理由で日常の買い物に支障をきたしている高齢者を対象とします。

なお、お一人で歩いて行動できること、買い物自体をご自身でできることが条件となります。



6. 生活環境分野

～ 安全・安心な暮らしのできるまちづくり ～

安全・安心のための災害対策事業

716万円

令和4年度に建設された「防災備蓄センター」を拠点として、災害時の速やかな復旧と安心して暮らせる環境整備に努めます。併せて防災訓練と並行して、新たに避難所の開設訓練を実施します。

○主な経費

- ・災害対策用備蓄品購入費 106万円
- ・避難所開設研修業務委託料 **新規** 130万円
- ・会場設営委託料 50万円
- ・その他 430万円

○財源

- ・町の負担額 716万円

避難所開設研修事業の概要

自主防災組織等が主体となって、円滑な避難所開設及び運営を行えるよう実施するもの



松伏町防災訓練の様子





6. 生活環境分野

～ 安全・安心な暮らしのできるまちづくり ～

消費生活啓発事業

594万円

「消費生活センター」において消費者啓発の周知を実施し、町民の消費啓発の充実を図ります。また、高齢者の方の詐欺被害防止を目的に、録音機能付電話機の購入支援を行います。

○主な経費

・消費生活相談員報酬(会)	261万円
・詐欺防止機器購入補助金 新規	100万円
・その他	233万円

○財源

・県の補助金	425万円
・町の負担額	169万円

消費生活相談事業の概要

買い物や商品の苦情、契約に関するトラブル、架空請求、悪徳商法、多重債務などの「消費生活」に関して、専門的な知識を持つ相談員が、問題解決のための助言やあっせんなどの「消費生活相談」を行うもの

- (1)開所日 毎週月曜日～木曜日
(祝日・年末年始を除く。)
- (2)開所時間 午前10時～正午、午後1時～午後4時
- (3)費用 無料
- (4)場所 松伏町役場本庁舎 1階 環境経済課隣
- (5)電話番号 048-984-7208

詐欺防止機器購入補助金の概要

高齢者の消費者トラブルを未然に防ぐため、録音機能付き電話機の購入に対し補助金を交付し支援、安心して暮らせる環境整備に取り組むもの

- ＜対象者＞65歳以上の町民が属する世帯
- ＜申込方法＞申請書兼請求書を窓口または郵送
- ＜補助金額＞補助対象機器購入費用の10/10
※上限1万円、1世帯当たり1台限り

7. 行財政運営分野

～ 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり ～

戸籍等交付サービス事業

5,372万円

戸籍の広域交付等に向け、システム改修を実施します。また、マイナンバーカードの普及促進のため、受付体制を強化するとともに、出張受付による申請やマイナポイントサポート業務を実施します。

○主な経費

- ・戸籍電算システム改修委託料 350万円
- ・一般事務員報酬(会) 895万円
- ・マイナポイントサポート業務委託料 **新規** 1,320万円
- ・個人番号カード臨時交付窓口業務委託料 **新規** 222万円
- ・その他 2,585万円

○財源

- ・国・県の補助金 3,157万円
- ・町の負担額 1,360万円
- ・その他 855万円

マイナンバーカードの利用について

令和5年2月から、住民票の写しや印鑑登録証明書、課税・非課税証明書が全国のコンビニエンスストアで取得可能となりました。

- ◆毎日6時30分から23時まで、早朝、深夜だけでなく、土、日、祝日も取得可能
- ◆全国で取得できるので、旅行や出張で急に必要になっても安心

窓口より、100円お得に取得できます！

令和5年4月から、子育て・介護・被災者支援関係手続の一部(27手続)のオンライン化がスタートしました。

マイナンバーカードと、スマートフォンやパソコンを使って手続き可能となりました。

いつでも・どこでも・かんたんに！
町民の皆様の利便性の向上に
努めてまいります！



7. 行財政運営分野

～ 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり ～

自主財源の確保

収納率の向上に努め、納期限内納付の推進と滞納処分の執行により、公平・公正な税負担の確保並びに自主財源の確保に取り組めます。

○主な経費

- ・行政マネジメント戦略の推進

○その他の主な取組み

- ・広告収入の拡大
- ・企業誘致の推進
- ・自動販売機の設置

令和5年度町税の納期限のご案内

(1) 納期限

納期(納期限・口座振替日)	町県民税	軽自動車税	固定資産税	国民健康保険税
5年 5月(5月31日)		全期	1期	
6月(6月30日)	1期			
7月(7月31日)			2期	1期
8月(8月31日)	2期			2期
9月(10月2日)				3期
10月(10月31日)	3期			4期
11月(11月30日)				5期
12月(12月25日)			3期	6期
6年 1月(1月31日)	4期			7期
2月(2月29日)			4期	8期

◎納期限内であればコンビニエンスストアまたはスマートフォン決済アプリから納付できます。

◎町税の納付には、納め忘れがなく便利な『口座振替』をご利用ください。

(2) 休日・夜間納税相談窓口

仕事などの都合で、日中に納税に関する相談ができない方に向け、休日・夜間の納税相談窓口を『役場本庁舎1階 税務課』で、開設しています。

(3) 納期限を過ぎると

督促状及び催告書が發送され、税額によって延滞金が発生します。

さらに、給与、預貯金、生命保険、不動産などの財産の差押処分が執行されることとなります。

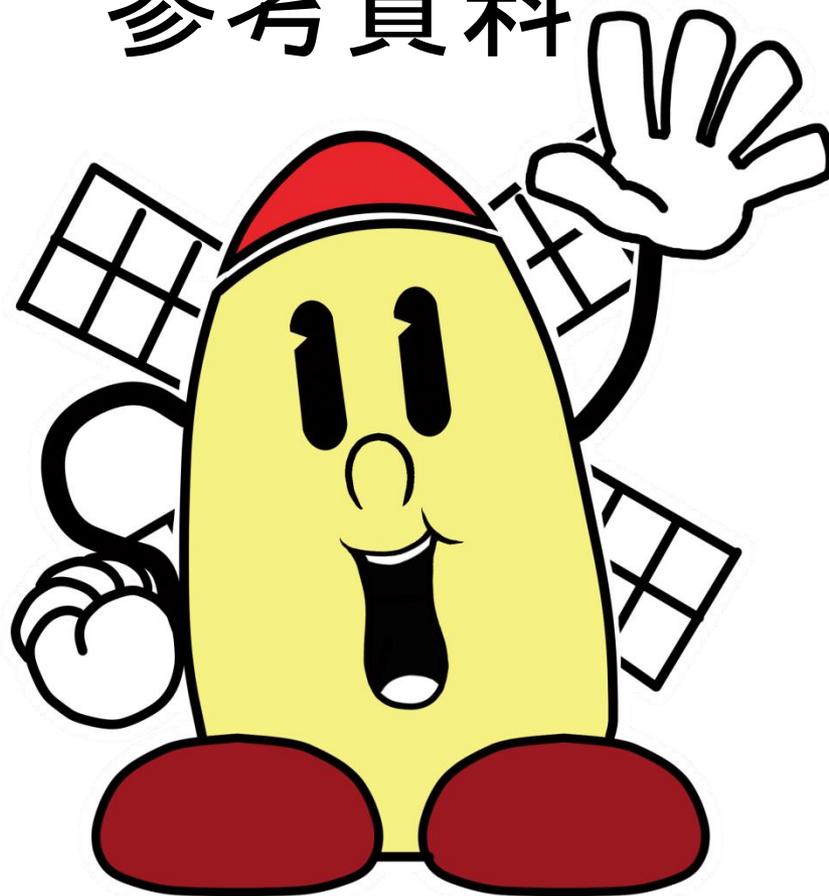
令和5年度 松伏町主要事業概要図 1



令和5年度 松伏町主要事業概要図 2



參考資料



株式会社カスミ カスミ の移動スーパーが町内を走ります

5月15日(月)買い物が不便な地域への支援と見守り活動の推進を目的とした協定を締結しました。8月から、株式会社カスミによる移動スーパーが町内を走る予定です。

販売予定日 月曜日～金曜日(年始を除く)

販売場所 公共施設、民間事業所、自治会館等 最大50箇所(1日8～10箇所程度で販売予定)

販売品目 生鮮食品、日配品、加工食品、日用品など、約650品目をカスミの店舗と同じ価格で販売

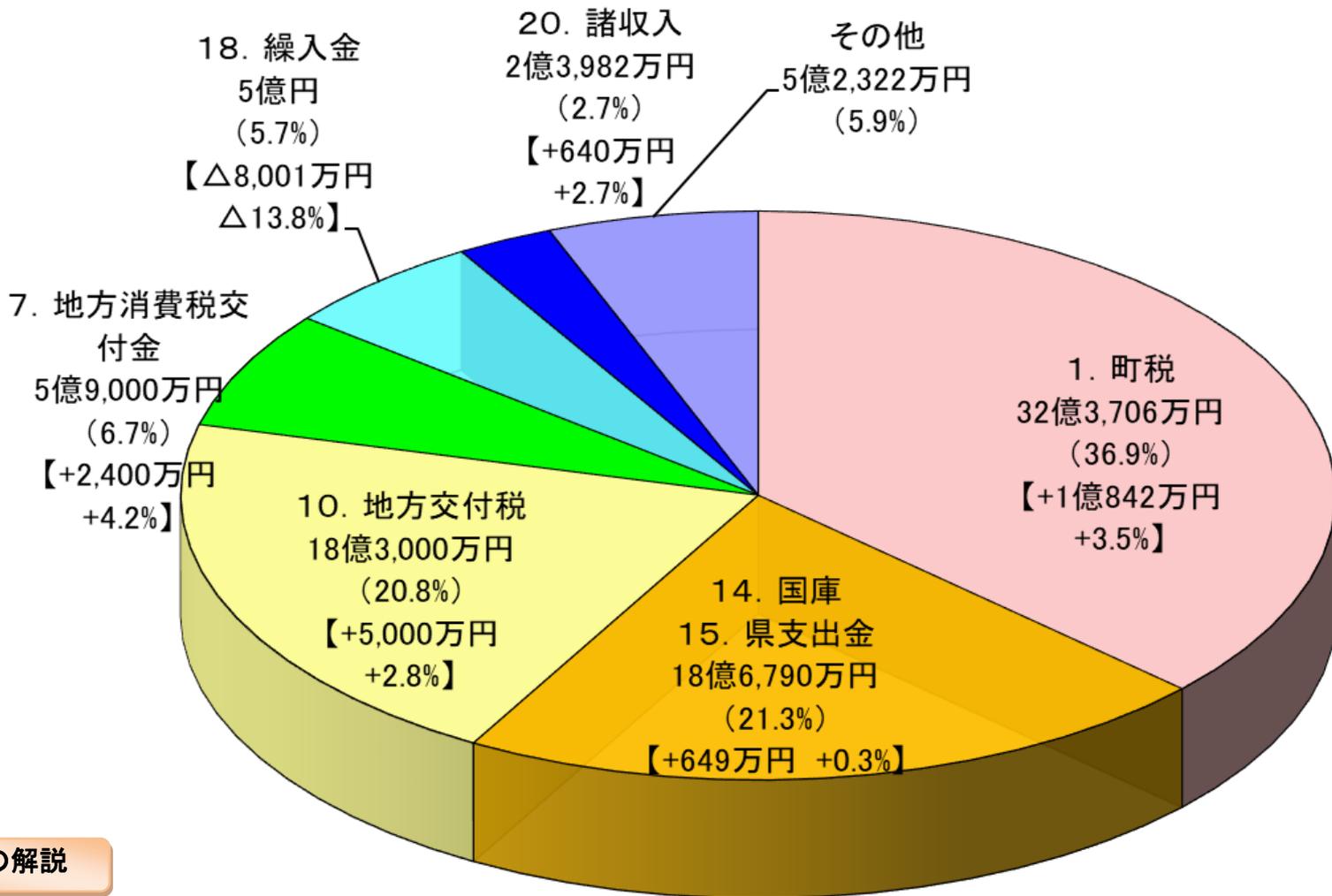


<イメージ> 土浦市で運行している車両。
町内では松伏町専用車両が走ります。



販売場所の確保のため、自治会館の一時的な利用など地域の皆様の御協力をいただく場合があります。御理解を賜りますようお願いいたします。

I 歳入予算



用語の解説

- 町 税＝町民税(個人、法人)、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税
- 国県支出金＝国や県が使い道を指定して交付する負担金や補助金など
- 地方交付税＝どの市町村でも同じ水準の行政サービスが受けられるように、財源を補うため国から市町村に交付されるもの
- 町 債＝道路などの公共施設を作るため国や銀行からの借入金
- 繰入金＝各基金(貯金)の取り崩しなど
- 地方消費税交付金＝国が消費税の一部を地方に交付するもの
- その他＝諸収入(学校給食徴収金や県営公園指定管理料収入など)、分担金及び負担金(保育料など)や繰越金など

()内は構成比

【 】内は対前年度比



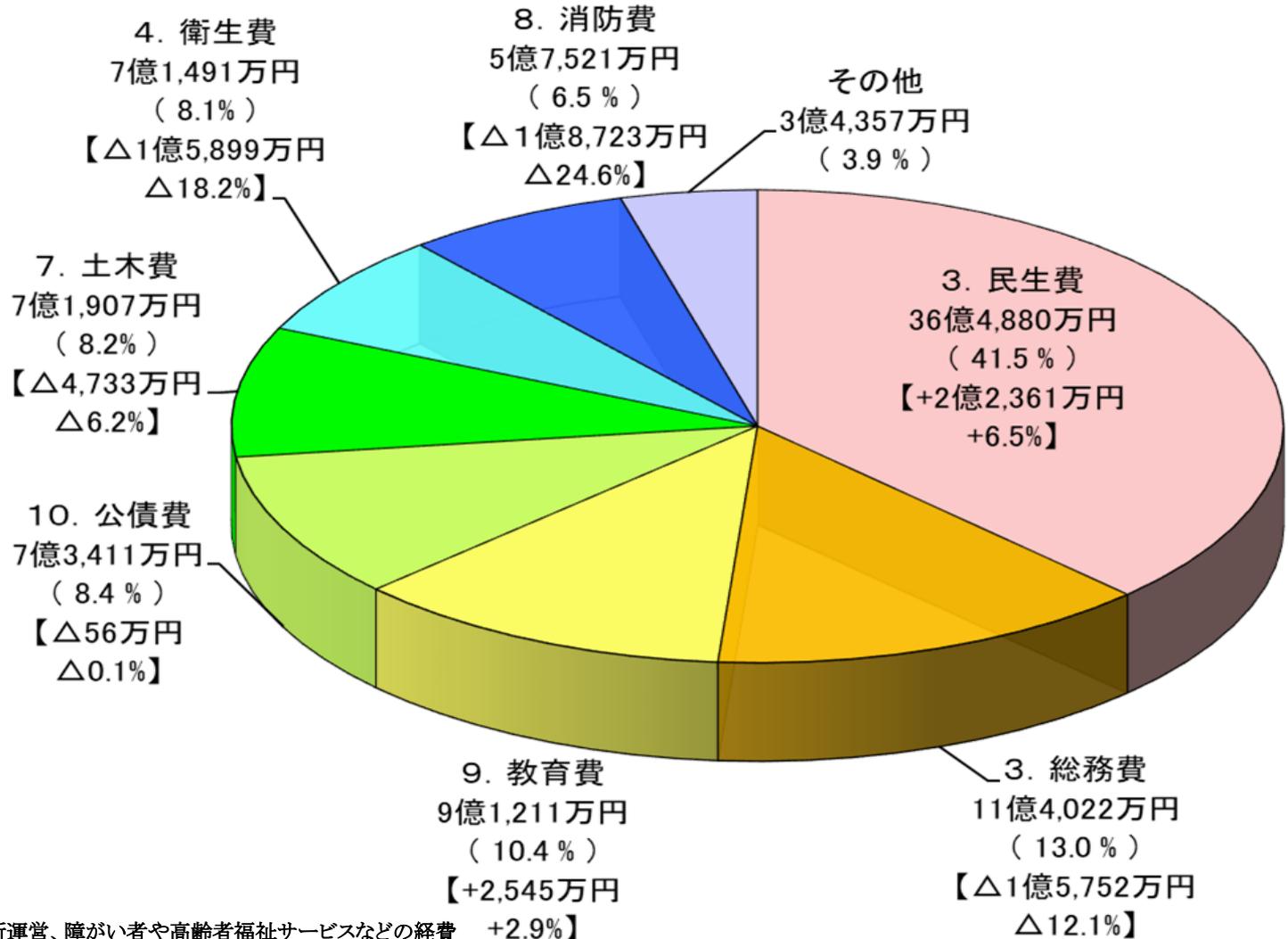
歳入予算の内訳

(単位:万円 %)

款	令和5年度当初予算		令和4年度当初予算		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 町 税	323,706	36.9	312,864	34.6	10,842	3.5
2 地 方 譲 与 税	6,780	0.8	7,810	0.9	△ 1,030	△ 13.2
3 利 子 割 交 付 金	170	0.0	200	0.0	△ 30	△ 15.0
4 配 当 割 交 付 金	2,800	0.3	1,400	0.2	1,400	100.0
5 株式等譲渡所得割交付金	1,900	0.2	1,300	0.1	600	46.2
6 法 人 事 業 税 交 付 金	3,800	0.4	3,400	0.4	400	11.8
7 地 方 消 費 税 交 付 金	59,000	6.7	56,600	6.3	2,400	4.2
8 環 境 性 能 割 交 付 金	1,000	0.1	1,100	0.1	△ 100	△ 9.1
9 地 方 特 例 交 付 金	1,900	0.2	1,900	0.2	0	0.0
10 地 方 交 付 税	183,000	20.8	178,000	19.7	5,000	2.8
11 交通安全対策特別交付金	280	0.0	300	0.0	△ 20	△ 6.7
12 分 担 金 及 び 負 担 金	3,111	0.4	2,985	0.3	126	4.2
13 使 用 料 及 び 手 数 料	4,641	0.5	4,591	0.5	50	1.1
14 国 庫 支 出 金	114,362	13	119,209	13.2	△ 4,847	△ 4.1
15 県 支 出 金	72,428	8.3	66,932	7.4	5,496	8.2
16 財 産 収 入	700	0.1	1,006	0.1	△ 306	△ 30.4
17 寄 附 金	500	0.1	160	0.0	340	212.3
18 繰 入 金	50,000	5.7	58,001	6.4	△ 8,001	△ 13.8
19 繰 越 金	14,000	1.6	14,000	1.6	0	0.0
20 諸 収 入	23,982	2.7	23,342	2.6	640	2.7
21 町 債	10,740	1.2	48,400	5.4	△ 37,660	△ 77.8
合 計	878,800	100.0	903,500	100.0	△ 24,700	△ 2.7



II 歳出予算(目的別)



用語の解説

- 民生費＝子育て支援、保育所運営、障がい者や高齢者福祉サービスなどの経費
- 総務費＝庁舎や財産の維持管理、税金の徴収、戸籍管理、選挙統計などの経費
- 教育費＝小中学校や公民館などの運営、維持管理などの経費
- 衛生費＝健康増進、疾病予防、環境保全、清掃費などの経費
- 消防費＝消防組合の負担金、防災などの経費
- 公債費＝過去に借入れた借入金の償還金
- 土木費＝道路の建設や維持管理、都市計画などの経費
- その他＝農林水産業費、議会費、商工費など

()内は構成比
【 】内は対前年度比



歳出予算の内訳

(単位:万円 %)

款	令和5年度当初予算		令和4年度当初予算		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 議会費	10,846	1.2	10,754	1.2	92	0.8
2 総務費	114,022	13.0	129,774	14.4	△ 15,752	△ 12.1
3 民生費	364,880	41.5	342,519	37.9	22,361	6.5
4 衛生費	71,491	8.1	87,390	9.7	△ 15,899	△ 18.2
5 農林水産業費	17,411	2.0	12,752	1.4	4,659	36.6
6 商工費	5,099	0.6	4,293	0.5	806	18.8
7 土木費	71,907	8.2	76,640	8.5	△ 4,733	△ 6.2
8 消防費	57,521	6.5	76,244	8.4	△ 18,723	△ 24.6
9 教育費	91,211	10.4	88,666	9.8	2,545	2.9
10 公債費	73,411	8.4	73,467	8.1	△ 56	△ 0.1
11 諸支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
12 予備費	1,000	0.1	1,000	0.1	0	0.0
合計	878,800	100.0	903,500	100.0	△ 24,700	△ 2.7



※参 考

【性質別分類】

(単位:万円 %)

区 分	令和5年度当初予算		令和4年度当初予算		比較増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1 人 件 費	184,767	21.0	179,552	19.9	5,215	2.9
うち職員給与費	120,376	13.7	115,479	12.8	4,897	4.2
2 扶 助 費	220,523	25.1	198,997	22.0	21,526	10.8
3 公 債 費	73,411	8.4	73,467	8.1	△ 56	△ 0.1
義務的経費計(1～3)	478,701	54.5	452,016	50.0	26,685	5.9
4 普 通 建 設 事 業 費	20,586	2.3	62,076	6.9	△ 41,490	△ 66.8
投資的経費計	20,586	2.3	62,076	6.9	△ 41,490	△ 66.8
5 物 件 費	149,777	17.1	164,488	18.2	△ 14,711	△ 8.9
6 維 持 補 修 費	2,359	0.3	2,424	0.3	△ 65	△ 2.7
7 補 助 費 等	135,398	15.4	128,947	14.3	6,451	5.0
8 積 立 金	283	0.0	312	0.0	△ 29	△ 9.3
9 繰 出 金	90,696	10.3	92,237	10.2	△ 1,541	△ 1.7
10 予 備 費	1,000	0.1	1,000	0.1	0	0.0
その他経費計(5～10)	379,513	43.2	389,408	43.1	△ 9,895	△ 2.5
歳 出 合 計	878,800	100.0	903,500	100.0	△ 24,700	△ 2.7



【松伏家の家計簿】

松伏家は、父、母、子2人、祖父、祖母の6人家族です。松伏町の一般会計の予算総額は、87億8,800万円ですが、これを松伏家の年間の家計(年額600万円、月50万)に当てはめると、どんな収入があり、どのように使われているか、家計簿に例えてみました。

収入(歳入)

お父さんの給料(町税) 18万4,500円

町民のみなさんや町内に事務所のある企業から納めていただいた町民税や固定資産税のほか、軽自動車税や町たばこ税などがあります。

お母さんの給料(地方交付税) 10万4,000円

全国どこでも同じ行政サービスが受けられるように、国から支払われるお金です。

祖父母の年金(国・県からの支出金) 15万2,000円

国税の一部が渡される地方譲与税や、国や県が使いみちを決めて渡す国・県支出金、また、地方消費税や交付金などがあります。

不動産収入(使用料や財産収入など) 1万7,000円

町の建物や土地を利用したときの使用料のほか、ふるさと納税寄附金などがあります。

借金(町債) 6,000円

町が銀行などから借りるお金です。

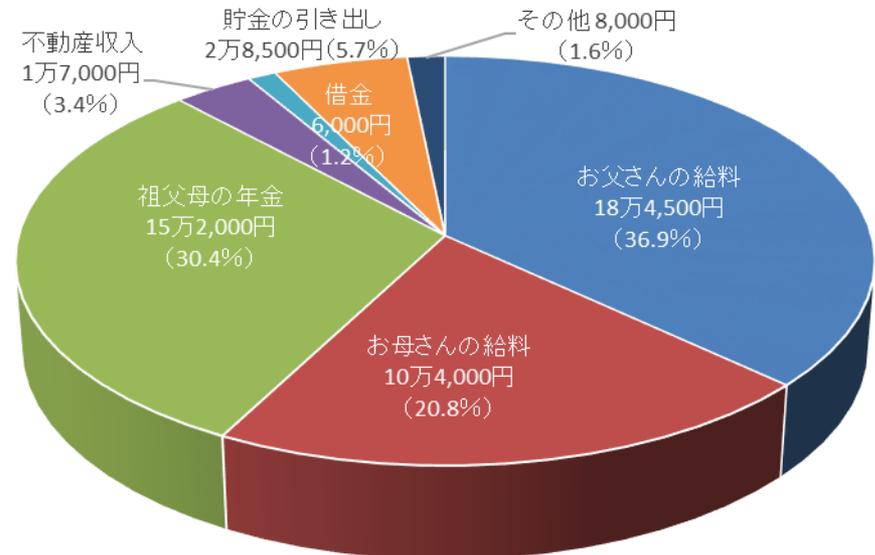
貯金の引き出し(繰入金) 2万8,500円

積み立てている基金などから、予算に繰り入れるお金です。

その他(繰越金) 8,000円

前月に残ったお金です。

合計 50万円





支出(歳出)

食費(人件費) 10万5,000円

町長、副町長、町議会議員、町職員などの給料や報酬です。

医療費(扶助費) 12万5,500円

生活に困っている人や、高齢者、障がい者のみなさんなどの生活を守るためのお金です。

光熱水費・電話・消耗品(物件費) 8万5,500円

施設を管理するための委託料、電話、郵送代や消耗品などを買うお金です。

ローンの返済(公債費) 4万2,000円

借りたお金(町債)を返すためのお金です。

自治会費・習い事代(補助費など) 7万7,000円

団体などの活動を支援するために使うお金です。

車の維持・修理代(維持補修費) 1,500円

建物の補修のために使うお金です。

家の増改築費(建設事業など) 1万1,500円

道路や学校などの建物を造ったり、大規模な改修をするお金のほか、災害が発生したときに復旧するためのお金です。

子どもへの仕送り(特別会計への繰出) 5万1,500円

国民健康保険、介護保険などの会計に支出するお金です。

その他(予備費) 500円

災害など予期しなかった経費に支出するお金です。

合計 50万円

